

令和5年4月24日

報道関係者 各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行いましたので、お知らせします。

記

指名停止の業者名	青木あすなろ建設 株式会社 東京都千代田区神田美土代町1
指名停止の期間	令和 5年 4月25日から 令和 5年 5月24日まで 1 か月間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第2条第1項 〔別表第2第8項 (建設業法違反行為)〕該当	青木あすなろ建設(株)は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水管工事において、変更契約を行う際に、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約をした。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から営業停止の監督処分を受けたことによる措置。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園



担当： 島原市 契約管財課
契約検査班 濱田
電話：0957-63-1111 (内線263)
E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp

